

1 調査名称：令和 5 年度富士河口湖町都市計画道路見直し業務委託

2 調査主体：富士河口湖町

3 調査圏域：富士北麓都市計画区域

4 調査期間：令和 4 年度～令和 5 年度

5 調査概要：

都市計画道路は将来像を踏まえ、都市の健全な発展と機能的な活動を確保することを目指し、都市計画法で定められた道路であるが、社会情勢や交通需要の変化に伴い、既決定既決定都市計画道路のうち長期間未着手の路線や整備の必要性に変化が生じているものもある。

本町では令和 4 年度に実施した都市計画道路における整備の必要性等の再評価結果を受け、将来交通量推計に基づく検証を実施し見直し案の作成を行うことを目的とする。

I 調査概要

1 調査名称：令和 5 年度富士河口湖町都市計画道路見直し業務委託

2 報告書目次

1. 業務概要

2. 交通量推計

2-1. 交通量推計の諸条件

2-2. 現況交通量配分

2-3. 将来交通量推計

3. 見直し案の作成

3-1. 見直し案作成の流れ

3-2. 過年度業務における見直し素案の振り返り

3-3. 交通需要等を踏まえた過年度見直し素案の修正

3-4. 見直し案の作成

4. 打合せ記録簿

3 調査体制

4 委員会名簿等：

Ⅱ 調査成果

1 調査目的

社会情勢や交通需要の変化に伴い、既決定都市計画道路のうち長期間未着手の路線や整備の必要性に変化が生じているため、令和４年度に実施した都市計画道路における整備の必要性等の再評価結果を受け、将来交通量推計に基づく検証を実施し、見直し案の作成を行う。

2 調査フロー

①交通量推計

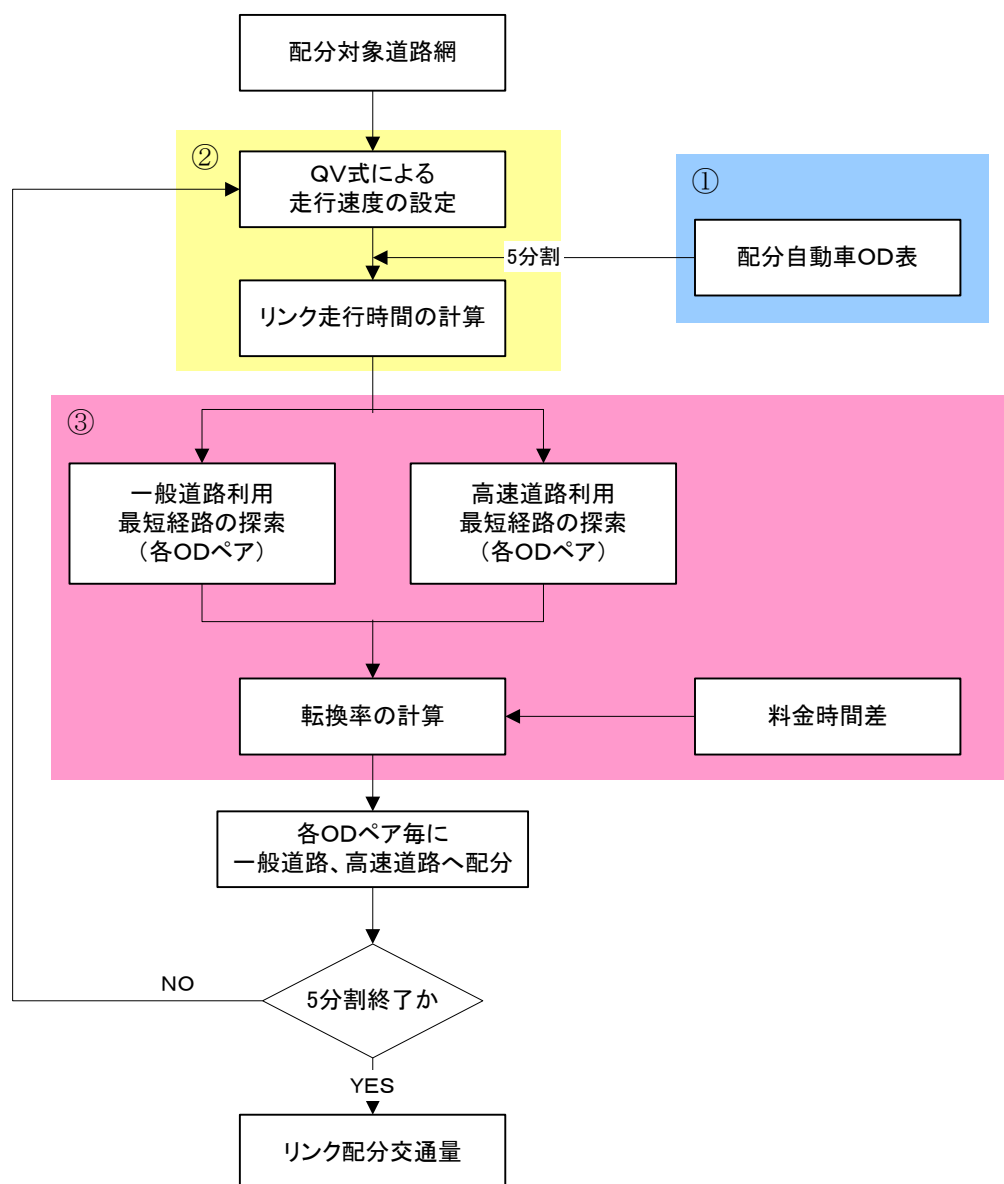


図 エラー! 指定したスタイルは使われていません。- 1 分割・転換率併用

配分の計算フロー

②見直し案の作成

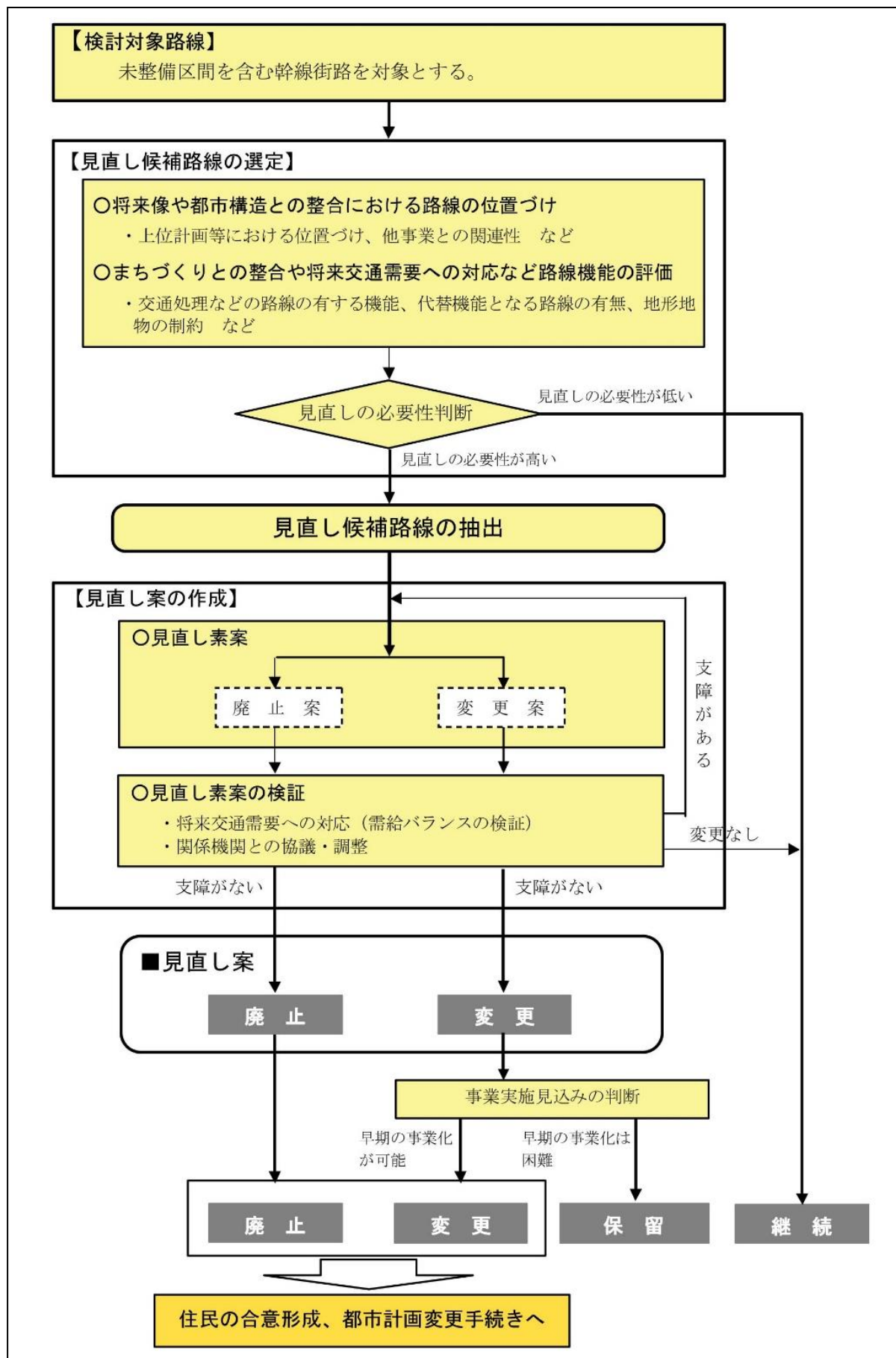
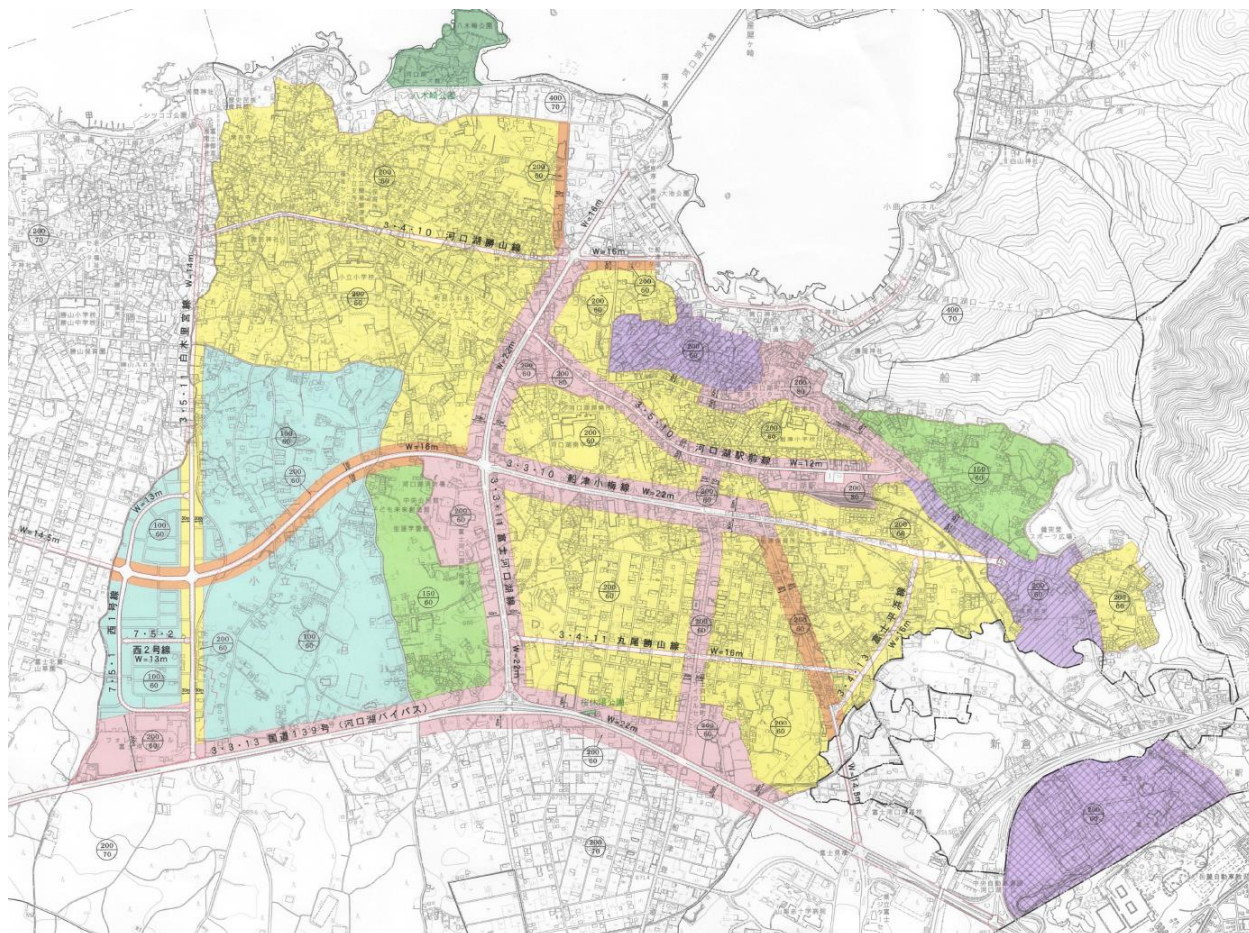


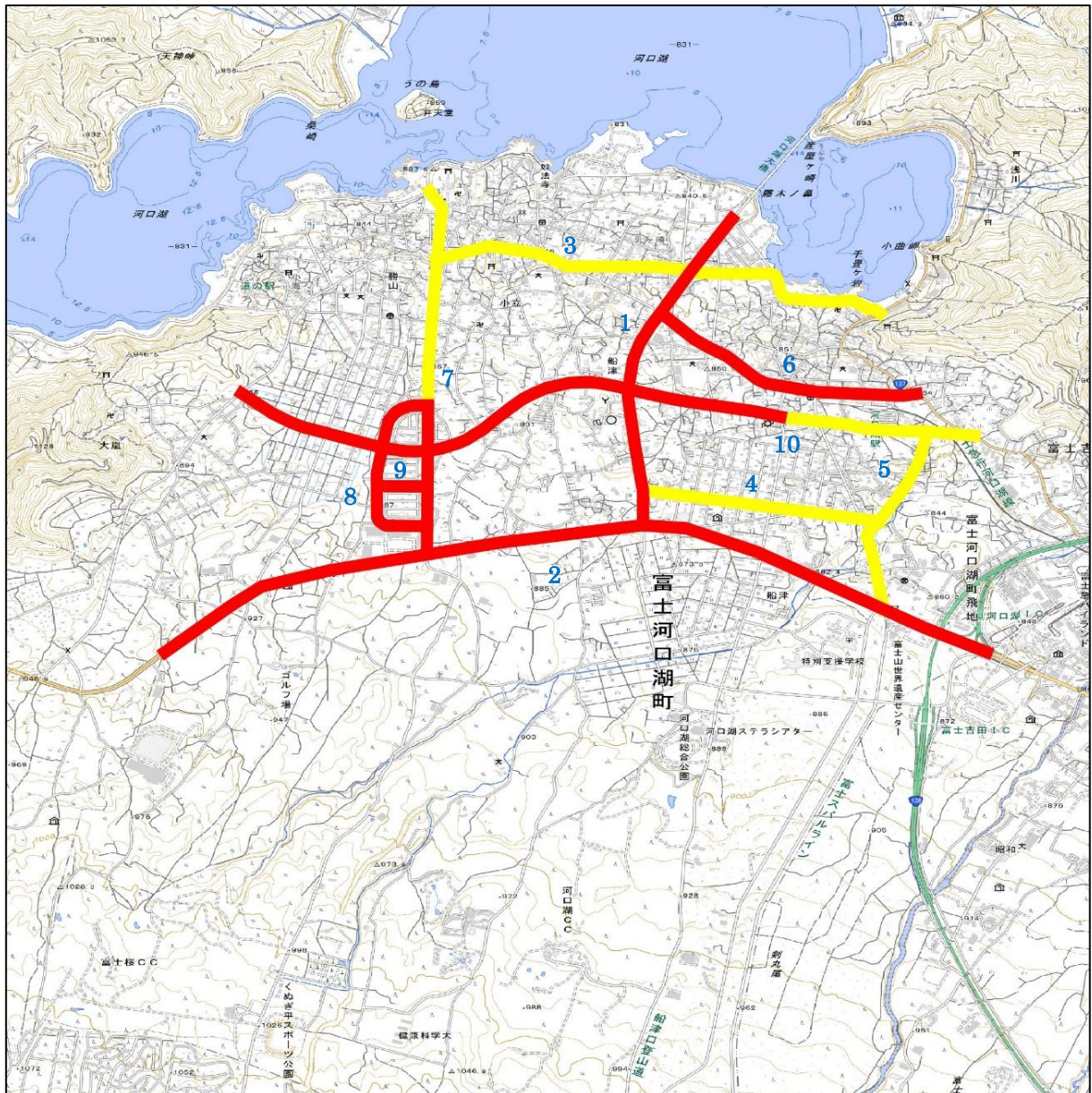
図 エラー! 指定したスタイ

3 調査圏域図

●図 1・14 用途地域の指定状況



●図 1・18 都市計画道路の整備状況



4 調査成果

(様式－ 3 b 調査成果)

路線別評価による各路線の評価結果の総括

評価の視点	評価項目	考え方	3・4・10 河口湖勝山線(西)	3・4・10 河口湖勝山線(東)	3・4・11 丸尾勝山線	3・4・13 富士平浜線	3・5・10 河口湖駅前線	3・5・11 白木里宮線	3・3・10 船津小海線
①将来像や都市構造との整合	○上位計画における位置づけ	都市計画マスタープランにおける位置づけを評価	2	2	2	3	2	2	3
	○土地利用との整合								
	沿道土地利用との整合性	用途地域など沿道土地利用との整合が図れている路線を評価	1	1	1	1	3	1	3
	歴史・文化資源の保全と活用	歴史・文化資源の保全と活用に寄与する路線を評価	1	1	1	1	3	1	3
	地域の観光振興への寄与	観光資源へのアクセスに寄与する路線を評価	1	3	1	1	3	3	3
	地域コミュニティへの影響	地域コミュニティの分断・喪失などの影響のない路線を評価	2	2	2	2	3	2	1
	○他事業との関連性	土地区画整理事業などの他事業との関連性の高い路線を評価	2	2	2	2	2	2	2
評価			△	○	△	△	◎	○	◎
②まちづくりとの整合	○歩行者、自転車交通への対応								
	歩行者・自転車ネットワークの形成	歩行者・自転車ネットワークを形成する路線を評価	1	3	1	1	1	1	1
	歩行者の安全性の確保	安全な歩行者空間が確保される路線を評価	2	2	3	3	2	2	3
	○公共交通の円滑な通行の確保	公共交通サービスの向上に必要な路線を評価	2	2	1	2	2	1	2
	○良好な市街地の形成								
	市街地のシンボル・賑わい創出としての役割	市街地のシンボル、賑わい創出のために必要な路線を評価	1	3	1	1	1	1	1
	公共公益施設へのアクセス	主要な公共公益施設のアクセス道路として機能する路線を評価	2	2	1	3	2	1	2
	○環境問題への配慮								
	周辺住宅地への騒音・振動等の軽減	周辺の住宅地等への騒音・振動・大気汚染等の軽減の役割を有する路線を評価	1	2	1	2	3	2	2
	環境改善への寄与	バイパス機能の確保により、自動車の走行性向上が期待される路線を評価	2	3	1	2	2	1	1
	○防災機能								
	緊急輸送機能	災害発生時の緊急輸送路として必要な路線を評価	3	3	2	2	3	2	2
	避難所へのアクセス	災害発生時の避難所へのアクセスに必要な路線を評価	1	2	1	1	1	1	1
	消防活動・延焼防止への寄与（幅員12m以上）災害防止機能	火災等の拡大を遅延・防止するための空間となる路線を評価	3	3	3	3	3	3	3
	○代替機能となる路線の有無	機能を代替できる既存道路がない路線を評価	3	3	1	3	2	3	2
	○地形地物の制約								
	地形地物との交差	河川や鉄道などの交差がない路線を評価	3	3	3	3	3	3	1
	現道の有無	現道のない路線を評価	1	3	1	1	3	1	2
	建造物（公共公益施設等）への影響	建造物（公共公益施設等）への影響の少ない路線を評価	2	3	2	2	3	2	2
評価			○	◎	△	○	○	○	○
③将来交通需要への対応	○道路混雑緩和								
	現道・並行路線の混雑緩和	混雑を緩和（改善）する路線を評価	1	1	1	1	1	1	1
	交通需要への対応	交通需要が見込まれる路線を評価	3	3	1	3	3	3	3
	○ネットワーク形成								
	周辺道路事業との整合性	他の道路整備事業との連続性を評価	1	1	1	1	1	1	3
	交通拠点へのアクセス	交通拠点（河口湖駅）の機能向上に寄与する路線を評価	1	1	1	2	3	1	2
	○道路構造令との整合（歩道幅員等）	道路構造令に適合している路線を評価	3	3	3	1	1	1	3
	○路線の走行性	円滑な走行を確保する線形等の路線を評価	1	2	3	2	2	2	3
評価			△	○	△	△	○	△	◎
全体評価点数			4	7	3	4	7	5	8

4 調査成果

都市計画道路の見直し案

見直し素案の検証（将来交通需要への対応）の結果、周辺道路への影響など支障が少なく、将来交通需要に対応していると判断できることから、以下を見直し案とした。
なお、過年度の「令和４年度　富士河口湖町都市計画道路見直し業務委託」による見直し素案に対して、３・５・１０河口湖駅前線が継続路線となり、その他の路線は同様の結果となった。

表 エラー！ 指定したスタイルは使われていません。－１ 都市計画道路の見

路線名	見直し素案
3・4・10 河口湖勝山線 (西)	●都市計画道路としては、現道のない区間を「 <u>廃止</u> 」する。 ●廃止に伴う代替路線として、一般県道鳴沢富士河口湖線の拡幅整備（機能拡充）を図る。 ●代替路線以外の現道部分は <u>継続</u> する。
3・4・10 河口湖勝山線 (東)	●都市計画道路として <u>継続</u> する。
3・4・11 丸尾勝山線	●都市計画道路としては <u>廃止</u> する。 ●代替路線として、船津小海線の拡幅整備（機能拡充）を図る。
3・4・13 富士平浜線	●都市計画道路としては <u>廃止</u> する。 ●現道の一般県道富士河口湖富士線により代替機能を確保する。
3・5・10 河口湖駅前線	●都市計画道路として <u>整備形態を見直す</u> 。
3・5・11 白木里宮線	●都市計画道路として <u>継続</u> する。
3・3・10 船津小海線	●都市計画道路として <u>継続</u> する。

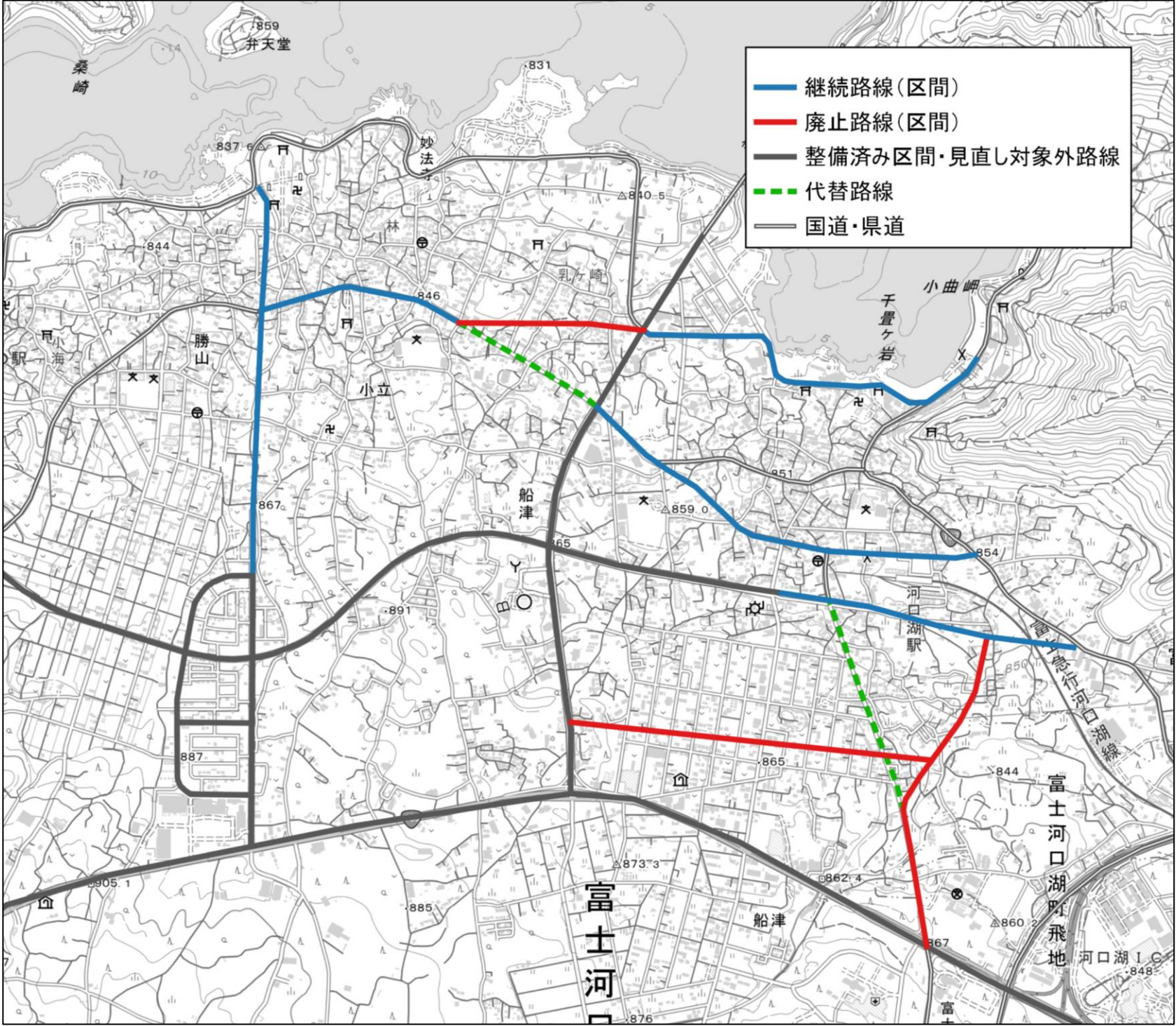


図 -4 都市計画道路の見直し素案図

